東京都の入札契約制度改革の取り組みについて

かね こ よう こ 東京都財務局経理部 契約調整技術担当課長 **金子 陽子**

1. はじめに

東京都では、平成21年10月に「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」(図-1参照。以下「実施方針」という)を策定し、入札契約制度改革に取り組んできた。

この場をお借りして、平成22年度以降の主な取り組みを中心に東京都の入札契約制度について紹介させていただく。

2. 総合評価方式の取り組みについて

(1) 総合評価方式の類型

東京都では、従来行ってきた3種類の総合評価方式に加え、平成22年度に新たに1類型を加え、4種類の方式による総合評価を行っている。各方式の適用価格帯等の位置付けについては、図-2のとおりである。

① 技術提案型総合評価方式

本方式は、価格に加え、性能や技術等に関する 提案(以下「技術提案」という)により工事価格 の差異に比して性能等に相当程度の差異が生ずる と認められる工事など、技術的工夫の余地が大きい工事を対象として、民間の技術の積極的な活用を目的に、VEの考え方によって技術提案を評価する方式である。

本方式は平成13年度から実施しており、22年度 末までに24件実施している。

② 技術力評価型総合評価方式(試行)

本方式は、技術的課題のある中規模以上の工事を対象に、適切な品質確保のため、価格のほか、過去の工事成績や施工実績に加えて、当該工事の施工計画に関する所見を評価対象とするとともに、併せて企業の信頼性・社会性等も評価することにより、企業の技術力を多面的に評価する方式である。

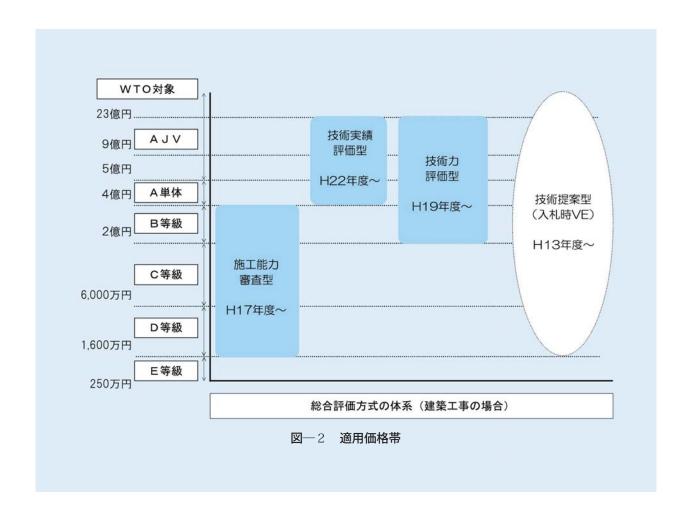
平成19年7月から試行を開始し、22年度末まで に108件実施している。

③ 技術実績評価型総合評価方式(試行)

本方式は、平成23年1月から試行を始めた最も新しい総合評価方式である。

適用価格帯は②とほぼ同等であるが、定型的・ 類型的な工事を対象としている。過去の工事成績 や実績等については②と同様に評価する一方、施 工計画に関わる所見等は評価対象となっていな い。

入机型約制度改革研究会を設置			実施方針		実施予定
(平成20年6月30日)	方針1	総合評価方式の適 用拡大	・総合評価方式については、局別の実施目標を設定し適用工事の拡大を図る ・対象とする工事は年間発注件数が多い業種およびくじ引きが発注件数の一定割合を tx統分計解型と施工能力審型が重複する正面格帯では、技術力評価型を活用してい ・技術力評価型の適用拡大に当たり、工事品資確保や事務負担軽減などの観点から、 め、工事の規模や種類に応じて見直しを進める	を図る 数の一定割合を超える業種とする 型を活用していく :どの親点から, 評価項目の有意性について検証を進	} 22年4月 22年度中
当面の改善策の実施 (平成20年9月)	方針 2		・一般競争入札は、透明性向上のため適用範囲を拡大する ・対象は、品質確保のため、工事成績不良が少ない大規模」V工事と技術力を確認する。 1・過大受注による工事品質の低下を抑制するため、受注状況等による参加資格要件を付 施する ・当面の間、予定価格5億円以上の大規模」V工事と財務局が契約する総合評価方式適 大する	技術力を確認する総合評価方式適用工事とする 参加資格要件を付し、制限付一般競争入札として実 る総合評価方式適用工事を対象に試行実施し順次拡	22年4月
○業者指名方法の改善	方針	低入れ価格調査の 強化	 ・一定水準を下回る低価格入札には、特別重点調査を導入し、過度の低価格入札を抑制する ・資材単価や労務単価は実績による検証を行うなど、受注者の説明責任を明確化する、併せて、総分、存間接経費が一般管理費として適正に計上されているか確認するなど、調査内容を強化する・低入札価格調金の対象となった工事については、調査時に確認した内容と異なる施工があった場イナスするなど成績への反映を厳格化する 	/低価格入札を抑制する 代を明確化する。併せて,継続的な企業活動に必要 : ど. 調査内容を強化する : 内容と異なる施工があった場合,工事成績評定をマ	21年10月 22年度中
(指名拡大で競争性向上) 〇総合聖価キボの試行拡大	方針 4	最低制限価格制度 の適正化	・最低制限価格等の設定範囲は、事業者の適正な積算による入札を ・算定式は、国の最新のコスト調査に基づき再改正された公契連す	/促すため,試行として上限を撤廃する :デルを採用し,市場実態に即した水準に改善する	22年1月
(工事品質確保) (工事子を配付の改正サイクル)	4年	 予定価格の公表時 期 (事前公表)	・予定価格の事前公表は、入札契約手続きの透明性を確保す ・低価格競争等の課題は、総合評価方式の適用拡大や低入札 術力が適切に評価される競争環境を整備していく	るため継続する 価格調査制度の強化などにより,価格だけでなく事業者の技	禁
の短縮(不調対策) ○複数年度契約等による工事集	方針 6	工事成績評定制度 ト6 の信頼性の一層の 向上	・ 成績評定制度の内容周知,事業者への成績内容説明の徹底などによ	:リ, 制度の信頼性をより高めていく	22年4月
中の解消	方針 7	工事関係業務委託 ト7 に関する入札契約 手続きの改善	・設計業務委託の品質確保を図るため、プロボーザル方式の活用や的要件設定を進める。当面の間、一定金額以上の財務局契約を対・現在試行中の工事関係業務委託の成績評定制度を本格的に実施す・成績評定制度の定着に併せて、設計業務委託に関して総合評価方	経験等の入札参加資格における技術 ・段階的に拡大する る	22年1月 22年度中 22年度以降
	2 分	受注者の不服・不満への対応	・不服等の申立制度の仕組みや手続き、各種相談の担当窓口の一覧 時掲示し、事業者への周知徹底を図る ・公共契約に詳しい弁護士などの専門家を財務局に配置し、各局か かつ的確な処理を行う	, 設計変更ガイドラインなどを電子調達システムに常 らの法律的な相談に応じ, 契約トラブルに関する迅速	22年4月
入札契約制度改革研究会報告書 ~東京都への10の提言~	方針 大	+9 業界団体との意見 交換の場の設置	・ 契約制度や工事技術に関し定期的に意見交換を行う場として,業界 絡会を設置する	・田体の代表者,学識経験者および都職員からなる連	22年4月 以降
(平成21年10月)	方針10	H10 寄与 寄与	・政策目標については、格付および総合評価方式の評価項目に対し、 具体的な内容は、今後、政策を所管する各局と財務局との間で調整1	客棚的かつ検証可能な基準により設定する。なお, 整していく	22年度中
		温温			
张 计 张 一 年 一 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 日 日 日			コアニス ノバコンの く ロイバス	电阻 人名里克莱斯马里克	
形式上記のXxmJnJn工、でAXプmcv 工事品質の確保のため、将来的には技術能力を証明する内部資格制度を 提展に入れつつ、現在取り組んでいる「建設技術マイスター制度」など 権力である。 増加する総合評価方式適用工事などを的確に処理するため、技術職員の 能力向上、外部人材の活用も含めて組織体制の整備を検討していく	部度を いなど 職員の	クレイス 内な法令順 対応に至る 法曹資格 設置を検討	イス・スナルを開入たたがの地床、毎晩 1にとどまらず、制度設計からその運用、不服申立てでの入札契約制度のすべての過程を適正に規律する 持つ内部・外部の人材を契約部門での活用や専門窓 でいく	る I D I I I I I I I I I I I I I I I I I	5内容の制限,入札-定の条件のもとで ・産の条件のもとで 背置が可能となるよ



④ 施工能力審查型総合評価方式(試行)

本方式は、中小規模の工事を対象として、安定的な品質確保および不良不適格企業の排除を目的に、価格に加え、「過去の工事成績」「配置予定技術者の保有資格」および「配置予定技術者の実績」の三つの客観的な項目によって簡易に企業の施工能力を評価する方式である。平成17年度から試行を開始し、22年度末までに1,490件実施している。

22年度には、工事成績をより的確に総合評価の 評価点に反映できるよう、改善を図っている。

(2) 平成23年度における改正

本年4月には、総合評価方式全般にわたり次の 改正を行い、6月以降の公表案件から適用を開始 している。

① 政策指標の導入((1)②, ③) 企業の先駆的な取り組みを評価する「環境」

「雇用・就業」「仕事と家庭の両立支援」の三つの 指標を導入した。具体的な評価項目としては、 「東京都緑の大賞」の受賞実績、障害者雇用の実 績、「東京ワークライフバランス認定企業」の受 賞実績である。

② 工事成績評価点等の実績対象期間を延長((1)②~④)

工事成績評定による評価点等については過去3年間の評定を対象としてきたが、対象期間を延長し、過去5年間の評定を対象とすることとした。

③ 災害協定をすべての業種で評価((1)②, ③) 技術点評価項目のうち「災害協定の締結実績」 については、各局が選択する項目となっており、 これまでは土木業種のみが対象となっていたが、 他の業種でも災害協定の締結事例が増えているこ とから、いずれの業種(建築、設備)においても 評価項目として選択できることとした。

(3) 総合評価方式の今後の展開

都では、総合評価方式について、実施方針にもあるとおり、平成24年度末に全競争入札案件の2割への適用を目標として取り組んでいるところである。

今後も,目標達成に向けて鋭意取り組んでいく。

3. 低価格入札の抑制について

東京都では、土木4億円以上、建築5億円、設備1.2億円以上の工事については低入札価格調査制度を適用し、その他の競争入札案件では最低制限価格制度を適用してきた。

最低制限価格および調査基準価格については, 中央公契連モデルの見直し等も踏まえ,市場実態 に即した水準に改善している。本年4月には中央 公契連モデルが改正されたこと等を踏まえ,最低 制限価格および調査基準価格の算定式の見直しを 行い,6月以降の公表案件から適用を開始した。

最低制限価格等の算定方法

(平成23年6月1日~)

○設定方法

(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+ 現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×105 /100

○設定範囲

予定価格の7/10以上とし上限は撤廃

平成21年10月からは低入札価格調査制度においてさらに特別重点調査を導入し、一層の工事品質の確保を図っている。

特別重点調査の基準

入札価格の積算内訳を構成する各項目のいずれかが、予定価格の内訳に所定の割合を乗じた価格(①~④)を下回ったものを対象と

している。

- ① 直接工事費×75%
- ② 共通仮設費×70%
- ③ 現場管理費×70%
- ④ 一般管理費等×30%

また、特別重点調査対象者の積算内訳書の一般 管理費等が入札価格の5%を下回る場合であっ て、過去3年間における売上高に占める販売費お よび一般管理費の割合の平均値が5%以上の場合 等については、調査対象者を落札者としないこと としている。

さらに、低入札価格調査を経て契約する場合は、適正な履行の確保を図るため、原則として技術者の増員配置を求めており、当該工事の配置予定技術者等と同等の資格要件を満たす技術者で受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を専任で1名増員配置しなければならないものとしている。

4. 業界団体との意見交換会の開催

平成22年度から,実施方針に基づき,学識経験者も交え建設関係の業界団体と意見交換会を開催し,契約制度や工事技術に関する議論を深めている。

5. おわりに

これまで、実施方針に基づきさまざまな制度の 改正を行ってきた結果、過度な低価格入札には一 定の歯止めをかけることができたと認識してい る。

今後,国をあげて復旧,復興へ取り組んでいく に当たって,都の入札契約制度においても迅速か つ的確に対応できるよう取り組んでまいりたい。